

浪速区乳幼児健康診査未受診者連絡会設置要綱

(設置)

第1条 乳幼児健康診査未受診者について、浪速区役所保健福祉課内において、福祉サービスの受給状況等の関連情報を集約することにより家庭状況を把握し、虐待予防も視野に入れて、乳幼児の健全な育成のために必要な支援につなげることを目的に浪速区乳幼児健康診査未受診者連絡会（以下「未受診者連絡会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 未受診者連絡会の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 乳幼児健康診査未受診者に係る福祉サービスの受給状況等関連情報の共有及び収集に関すること

(2) その他必要と認められる事項に関すること

(構成)

第3条 未受診者連絡会は、次に掲げる職にある者をもって構成する。

保健福祉課

保健担当

地域保健活動担当

子育て支援担当

(運営)

第4条 未受診者連絡会は、保健子育て支援担当課長が必要に応じ構成員を招集して行う。

2 未受診者連絡会は、必要に応じて関連情報担当の関係者のみで行うことができる。

(庶務)

第5条 未受診者連絡会の庶務は、保健福祉課地域保健活動担当において行う。

(報告)

第6条 未受診者連絡会の開催結果について、要保護児童情報に関する庁内連絡会に報告する。

附則

この要綱は、平成26年11月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。